

かたり通信

題字 by Saijo

SINCE MAY 2012

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



石川県志賀町 稲岡町長と面談してきました！

当会事務局 小野寺恭子

その名称からして脱原発・反原発であることが明白である本会の事務局員と、原発(志賀原発)立地地域の首長さんとの面談が実現しました！この発端は、今年1月1日の能登半島地震から約1ヵ月後に目にした新聞記事でした。「北電(北陸電力)は再稼働を目指すとのことだが、首長として以前のように安全性をアピールすることは難しい」という石川県志賀町の稲岡健太郎町長のコメントが目飛び込んできたのです。何とか稲岡町長と直接お会いできないか考えました。稲岡町長を激励するための葉書を届けようということになり、福井県内の「原発設置反対小浜市民の会」がちょうど『はとぼっぼ通信』を送るタイミングだったので、協力を依頼し、福井県周辺地域の購読者に向けて葉書の依頼文(後で示します)と葉書を同封していただきました。また、個人的つながりによる依頼もしました。葉書は当会事務局で集約して、まとめて志賀町へ持参しようかと考えました。同時にこのような思いがあることを、福井地裁の樋口判決後の控訴審(係属裁判所は石川県にある名古屋高裁金沢支部)でお世話になった志賀町議の堂下健一さんに相談したところ、面談の労をとっていただけることになりました(次頁に続く)。

メッセージ葉書を手

左から稲岡町長、会員の菅井純子
事務局の小野寺恭子・和彦及び堂下町議

今号の主な内容

▼石川県志賀町 稲岡町長と面談・・・1～7

▼関電ロードマップ破綻……………8～17

▼福井・石川県&核燃サイクルの訴訟・・・17～23

▼原電敦賀2号機 審査不合格……………24



志賀町長との面談の内容

面談の日は10月8日(火)。小野寺恭子、菅井純子、小野寺和彦の3人で福井を7時に出発し、10時半に志賀町役場に到着しました。堂下さんも到着されていたので、役場の前で落ち合いましたが、駐車場のアスファルトの亀裂、役場への上り口等の亀裂もまだ修復されたとはいえない状態で、あらためて地震のすさまじさを感じました。

役場には災害救援手続きの部屋も常設されており、その他にも空きスペースのそこかしこで、ノートパソコンを前に役場の職員の皆さんが住民の相談にのっている姿がみえました。少し前までは、土曜日曜なしで訪れる住民に対応していたそうで、職員の皆さんは半端でない職務をこなされてきたとのこと。堂下さん自身も「やっと先日、避難所より自宅に戻りました。輪島や珠洲は豪雨による半端でないダブル被害です。我が家も半壊被害。補修も必要な状況。おまけに田んぼも耕作できたのは三分の一くらい。もちろんまだまだ古米を食べています」とおっしゃるように大変な状況は続いています。住民の中でも慢性的な疲労を抱えて暮らしておられる方が、いまだにいかに大勢いらっしゃるのか。通常は家で食事を作ることはできないから、温かい食事ができるのは、ボランティアが炊き出しに来てくださるときだけという状況が続いたそうです。お話をお聞きしながら「こちらの主張をば

っつけ過ぎたらいけないこと、お忙しい中面談を受けてくださったことの感謝を丁寧に伝えること」と確認しました。

町長室に通されて、まだまだ若々しい稲岡町長にお会いしました。私からは「福井から原発を止める会」ができたいきさつ、名古屋高裁金沢支部での裁判を通して堂下さんと出会うことができ、お世話になったことを伝えて、それぞれが自己紹介。次に菅井さんが、はがきの一部を紹介し、最後に樋口判決の一節「豊かな国土と…そこに国民が根を下ろして生活していることが国富…」を付け足して、はがき総数71枚を手渡しました。町長は「いただいたはがきはすべて読ませてまいります」とおっしゃいました。そして今回の能登半島地震を経験して避難計画の実効性ということが町長さんの大きな関心事であるだろうという前提に立って、小野寺和彦が原発事故に対する深層防護の考え方とその第5層に避難計画が含まれることを電気事業連合会の資料により説明し、司法判断において避難計画がどのように扱われてきたかを、今年3月の大阪高裁の美浜3号機の仮処分決定、福井地裁の美浜3号機と高浜1~4号機の計3つの仮処分決定を例にとり、能登半島地震があったにもかかわらず、裁判所は避難計画の不備についてあえて審理せずに住民側敗訴決定を下したこと、そして一方では2021年3月の東海第二原発に関わる水戸地裁判決では、避難計画の実効性に問題があるということで住民側勝訴判決が出ていることを紹介。

フリートークでは、稲岡町長は使用済み核燃料の県外搬出問題や乾式貯蔵に関連する福井県議会でのやりとりについても注目しておられることが分かりました。原発の安全審査は深層防護の第4層までで、避難計画については立地自治体任せであることにも疑問を感じておられるようでした。また、読み上げたメッセージに「(地元合意に関連して)立地自治体以外の住民の命も背負っている」という言葉があったことを



受けて、「確かにその通りだが、一自治体のみが負うには重過ぎる責任ではないか」と苦悩の言葉を漏らされました(淡々としてたけどね)。30分ほど経過したところで堂下さんが「そろそろ時間・・・」と促されながら、席を立ち町長室を出ました。最後に町長さんは「志賀町災害対策本部」という看板の前に立つ私たちに「写真をとりますか?」と言ってくださったり、エレベータの前まで見送ってくださったりして、大変気持ちよい対応をしてくださいました。

ストレートに志賀原発の問題を議論するには至りませんでした。71人の皆さんからの忌憚のないメッセージの書かれた葉書を渡すこともできて、それぞれの葉書の向こう側にいろいろな思いの人がいるのだなと感じていたことを確信できた有意義な時間でした。堂下健一さんにも本当に感謝いたします。



この看板をいつ下ろせるのか・・・

葉書メッセージの一部紹介

稲岡町長さんへのメッセージとして計71通の葉書を受け取りました。これはその一部を地域別に整理したものです(これも町長さんにお渡ししました)。

◆石川県◆

♥石川県 Aさん(女性)

地震のお見舞いを申し上げます。私は福島からの避難者です。福島では事故後原発が必要と思う人はほとんどいません。10基あった原発すべて廃炉にする要請をしる東電、国から勝ち取りました。原発との複合災害に真の復興はありません。何世代も後の

ことです。安心して住むことができることが何より大切です。そして最高の安全対策は原発をなくすことです。電気は足りています。ご英断に期待します。

♥石川県 Tさん(女性)

私が住んでいる村は志賀原発から約30km。今回の大地震で村は一時どこにも逃げられず、村の外で何が起きているのか情報が全くありませんでした。地震のあまりの大きさに、停止中とはいえ、燃料プールで冷却中の使用済核燃料のことが頭によぎりました。これから先、地震の恐怖と同時に原発が損傷されることがあれば、どこに逃げたらよいのかといつも不安におびえながらの生活になります。そんな心配をしないで暮らしていきたいのです。

◆福島県◆

♥福島県 Mさん(女性)

地震被害に心から御見舞い申し上げます。志賀原発が福島原発のようなことにならずに良かったですが、きっと細部の故障やトラブルがたくさんあると思います。どうかこのまま廃炉にすることを町長としてご決断下さい。それが町民の安全と健康を守る一番の方法です。地方自治体の長として誇りを持って頑張ってください。

♥福島県 Kさん(女性)

福島県浪江町から関西に避難しています。我が家は福一(福島第一原子力発電所)から27kmです。我が家のテーブルの上は8800ベクレル、床は13000ベクレルです。電力を使ってもいない者が一番の被害を受けるのです。今ならまだ間に合います。避難は全町全てでした。町だけが頼りでした。あの時の我町の馬場町長の辛さをどうか調べて見て下さい。同じ立場にならないためには只一つです。再稼働を許さないことです。避難は本当に辛い暮らしです。我が家へ我町へ帰れないのです。営々と耕し続けられた田畑は放射性物質まみれです。今ならそうなることを防げます。それができるのは町長!!あなたの決断なのです。どうか住民を私たちにしないでください。本当に辛い暮らしです。地震だけなら立ち直って

いけるのです。

♥福島県 Yさん(女性)

2011年3月の地震では原発現地から避難する際、1時間に100mしか進まない中、後ろから爆発音が聞こえ、生きた心地がしなかったと聞いています。その知人もまだ家には帰れず関西で暮らしており自宅を解体する決断をしたそうです。再稼働を見直すという稲岡町長のご判断に敬意を表します。二度と私達と同じ思いをする人が出ないようお守りください。

♥福島県 Hさん(女性)

稲岡健太郎様。日本列島は近々地震の活動期に入っています。今後更に大きな地震が起こる可能性が予測されます。原発事故は過酷な被害をもたらした多くの国民の命や財産を失いました。二度と悲劇を繰り返さないため、脱原発こそ未来へのプレゼントとなります。

◆福井県◆

♥福井県 Mさん(男性)

美浜町に住むMと申します。珠洲原発に反対し、何度も現地に通いました。原発は地域振興には役立ちません。3基50年を経て、今なお「地域振興を訴えています」。大きな地震が来たら全てを失うことになります。

♥福井県 Oさん(女性)

連日の猛暑の中、地震からの復興にいかにも心を砕かれているかお察しいたします。世界中、年々生きにくい環境となっています。その中で、未来世代にできるだけ美しいままの国土をバトンしていくことがとても大切なことだと思っています。原発は稼働しているだけで周囲を汚染し、処理の見込みのない「核のゴミ」をうみだし、甚大な事故を起こす可能性もあります。能登の子どもたちのためにも、再稼働なさないようお願い申し上げます。

♥福井県 Sさん(女性)

就任早々の大地震の中、復興に向けて、選挙前の発信にこだわることなく、現状を真摯に見つめて今後の方針作成に取り組んでおられると知り信頼すべき

リーダーの姿だと思いました。私は昨年、孫が生まれました。ヨチヨチ歩き、笑顔を投げかけてくれるこの子に安心安全な未来を届けたいと、より一層思うようになりました。そのためにはどうすべきなのか、電力の必要性はわかる、けど原発は不安、福島悲劇は繰り返してはいけない。これからの子どもたちが安心して生きられる未来に向けた判断をお願いします。

♥福井県 Sさん(女性)

福井県大飯原発のすぐそばに住んでいます。能登地震を体験された町長が発信されることに注目しています。なぜなら志賀町だけの問題ではないからです。復興がんばってください。復興した志賀町に原発の心配がなくなるようにがんばってください。

♥福井県 Mさん(男性)

越前海岸のよく似た地形、敦賀原発の30K圏に住む者で、志賀原発は他人事ではありません。志賀町の動向は我々の希望です。ありがとうございます。

♥福井県 Hさん(男性)

地震、津波、火山列島に原発は要りません。元旦、能登半島大地震の対応ご苦労さんです。志賀原発は止まっていたが多くの損傷が出ています。震源断層から離れていたにも関わらずです。敷地内断層が活断層でないとしても近くの活断層が震源となった時、その断層は大きく動くことが今回の地震で明らかになりました。富来川南岸断層が動いたように。志賀原発は動かさないでください。

♥福井県 Kさん(男性)

能登半島地震からの復興に向けてご多忙なことと存じます。復興の課題のひとつである交通インフラ・生活インフラの強靱化は、原発災害の際の避難計画のみならず、様々な自然災害への備えとして有用であり、国・県の支援を得つつ進められると思いますが、私たちが3.11福島原発事故から学んだ原発災害の特徴のひとつは、「汚染地帯に人が住めなくなること」です。仮にインフラの強靱化が達成され、その後に再稼働された志賀原発で過酷事故が起こり、住民避難が円滑に実行されたとしても、放射能汚染によって故郷が人の住めないところになってしまうのでは本末

転倒です。そのようなことが起こらないことを願うばかりです。

◆京都府◆

♥京都府 Sさん(男性)

住民の命こそ大切です。立地自治体の首長さんの責任は、立地でない自治体の住民の命をも背負っているといっても過言ではなく、大変重いですが、がんばってください。

♥京都府 Eさん(女性)

私には高浜原発の近くに住む息子の家族や親戚、友人、知人が沢山あります。大切な人たちのために高浜原発の再稼働は絶対やめてほしいと思っています。地震列島大国日本での老朽原発再稼働など考えただけでも涙が出てきます。先祖伝来の田畑やお墓も守りたいのです。住民の命と暮らしを守る大切な首長さんとしてぜひ再稼働はやめて頂きたいのです。志賀町の決断が高浜町にも大きな影響を与えることは間違いありません。よろしくお願いします。

◆大阪府◆

♥大阪府 Tさん(女性)

私はあと半月で83歳になる福井県出身の者です。大阪府高槻市内に住みながら原発乱立の福井がずっと心配です。いいえ福井だけでなく、全国の、そして世界の原発が心配です。町長さんは46歳、お若いですね。私の息子よりもまだ若い。私が原発を案ずるのは息子や孫、未来の子どものことです。地震もさることながら、次々と出てくる核のゴミの処理など、未来に不安を抱える遺産は不要です。

♥大阪府 Oさん(女性)

能登地震からの地域のみなさまの生活再建の為、日々ご健闘されておられること心から応援しています。関西に住む私たちは今回の地震で志賀原発が停止中だったこと、珠洲原発が建設されていなかったことに感謝しかありません。地震大国日本に原発は危険すぎます。原発は未来の子どもの生活を奪います。廃炉に向けて力を注いでください。

◆滋賀県・東京都・兵庫県◆

♥滋賀県 Kさん(女性)

地震災害からの復旧作業のご尽力、ほんとうにご苦労さまです。町民、そして隣県の私たち住民の安全と未来ある子ども達の健やかな成長のために、ぜひ、志賀原発の廃炉にかじをとって下さい。自治体の主体性を発揮して下さい。

♥東京都 Nさん(男性)

町長が原発再稼働について慎重な姿勢を示されていることに対して敬意を表します。1月1日、私も新潟県柏崎市の実家で強い揺れに遭いました。夜通し鳴り続ける津波警報のサインにおののきながら、やはり近くの巨大原発(東京電力の柏崎刈羽原発)のことを思わずをえませんでした。母は「事故が起きても逃げられない」と諦めています。この国の原発は豆腐の上に建っているようなもの。暴走したら押さえることができないことに、私たちはもっと自覚的になるべきです。

♥兵庫県 Iさん(女性)

元旦の地震は改めて現行の避難計画の無力さを示しました。原発災害に責任ある立場の電力会社が、そのことに全く危機感を持っていないのが恐ろしいです。一度事故を起こせば復活が叶わないのが原発。福島に学ぶべきだと思います。

*メッセージ
葉書の体裁はこんな風にしました。
メッセージをいただいた71の皆様に感謝申し上げます。

志賀町長へのメッセージ

住所
氏名

まだまだ地震の対応でご多忙のことと存じます。地震によって原発事故が起これば、屋内退避も避難もできないことがわかりました。「福井から原発を止める裁判の会」は、2011年の東電福島原発事故後、原発のない「安心」な暮らしを願って結成された市民グループです。今回、あらためて、私たちの仲間から届いた声に目を通していただけたら、ありがたく思います。

「福井から原発を止める裁判の会」

葉書メッセージの依頼文

稲岡町長へのメッセージ依頼文は次のとおりです。

2024年7月「福井から原発を止める裁判の会」稲岡町長宛て葉書アクション！



北陸電力志賀原発の立地自治体首長に葉書を出そう！

志賀町稲岡健太郎町長にメッセージを！

今年1月1日の能登半島地震では、多くの物的人的な被害が発生した中で、珠洲市に原発がなくてよかったという声も聞かれましたが、一方で石川県内には定検中とはいえ志賀原子力発電所1号機、2号機が立地しています。その立地地元の志賀町で昨年末に新町長が誕生しました。稲岡健太郎町長です。選挙期間中には再稼働容認の発言もあったのですが、町長就任1週間後の能登半島地震で状況は一変しました。町民の避難が困難を極めた現実直面し、町民の生命と財産を守る責任を負う首長として、再稼働に疑問符を付けたのです。しかし、だからといって、原発とは共存できないとまで言っているわけではありません。それでもこれまでの志賀町政からすれば画期的なことです。今後は、電力会社や国などの原発推進勢力からの執拗な巻き返しが予測されます。少なくとも今の立場からの後退だけはしてほしくありません。

ということで、稲岡町長へ激励のメッセージを届けませんか。

- ① 以下の町長発言等メモを一読してください。
- ② その上で、同封ハガキのメッセージ欄に、皆さん自身のメッセージを書き加えてください
- ③ 切手を貼っていただき、宛先となっている「裁判の会」事務局へ送付ください。
- ④ 締め切りは9月10日とします。

頂いたメッセージは、事務局で集約したうえで、現物とともに9月下旬に稲岡町長と面談のうへ、直接届けたいと考えています。当然のことながら、稲岡町長は、現在、災害対応のために極めて多忙な日々を送られておられます。そのような状況を踏まえて、丁寧なメッセージをお願いします。

この件についてのお問い合わせは、「福井から原発を止める裁判の会」事務局の小野寺恭子まで。
Tel :090-6275-4451

★稲岡町長発言等メモ

■能登半島地震の1週間前に当選！

昨年12月24日、町長2代続けての談合・贈収賄の不祥事に揺れる石川県志賀町長選で、元町議の稲岡健太郎さん(46)が町政の「公正・公開・公平」を訴えて初当選。

■能登半島地震発生

2024年1月1日16時10分に、石川県の能登半島地下16kmで内陸地殻内地震が発生。気象庁の発表によれば、この地震の気象庁マグニチュード(Mj)は7.6。

次頁に続く

2024年7月「福井から原発を止める裁判の会」稲岡町長宛て葉書アクション！

■当日、新町長は直ちに役場庁舎へ！（第1回志賀町議会定例会初日(3月12日)の議事録より抜粋）「発災後、すぐに役場庁舎に向かいましたが、その道すがら、車窓から見るよく見慣れたはずの景色は、どこか現実味がなく、受け入れ難いものでした。倒壊した家屋、大きく傾いた電柱と垂れ下がった電線、縦横に亀裂が入り段差だらけのアスファルト舗装、陥没や崩落した道路、浮き上がったマンホールなど、自宅から役場庁舎までの道中、まともに走行できる道はほとんどなく、迂回路を探し、タイヤのパンクに注意しながら、何とか役場庁舎まで辿り着きました。」

■再稼働の道筋が見えてこない！（2月3日の東京新聞記事より抜粋。取材は2月2日）

稲岡町長は2月2日の新聞記者の取材に対して以下のように語っています…

- 「北陸電力は再稼働を目指すとのことだが、首長として以前のように安全性をアピールすることは難しい」
- 町長選では「化石燃料に頼り、電気代も高騰している現状では、すぐにでも原発を再稼働すべきだ」と主張。
- 再稼働について、「安全対策の強化や審査の長期化などを考えると再稼働の道筋が見えてこない」と指摘。
- 想定されている避難経路が今回の地震で壊れ、寸断したことを受け「海にも空にも逃げられない。現実的でなく、訓練のための訓練だった。抜本的に見直す必要がある」と語った。
- 町内に16カ所ある放射線防護施設については「1カ所に40～50人を収容し、1週間以内に救助隊が来る想定で、備蓄があると認識している」と説明。だが「万が一の場合、全町民を受け入れる容量はない。施設を何倍も増設する必要がある」と、町防災計画の見直しを検討する考えを示した。

■地震で公約は瓦解！（第1回志賀町議会定例会初日(3月12日)の議事録より抜粋）

本定例会は、昨年末に就任した私が、町長として臨む最初の議会であり、公約に掲げた政策の展望や、これからのまちづくりの方針を皆さんにお示ししようと思っておりましたが、そうした思いは、残念ながら新年早々の大地震によって、文字通り瓦解してしまいました。

地震列島である日本に住む以上は、繰り返し発生する地震からは避けて生きられない、という事実を認め、災害に対する備えをこれまで以上に強化し、考えうるあらゆる災害を想定したまちづくりを目指していきたい、そう決意することをお誓い申し上げ、本定例会に提案する議案などについてご説明いたします。

■ゼロベースで避難計画を見直す！（第2回志賀町議会定例会2日目(6月11日)の議会映像より抜粋）

- …受け入れ先の能登町が本町と同様に甚大な被害を受け、現行の原子力災害避難計画を根本から見直すなければならないこととなりました。
- 今後は施設の耐震対策の強化も含め、備蓄物資の必要数など実際の避難者数に応じたゼロベースでの見直しが必要であると考えているところであります。
- 災害種別にかかわらず、大雪、水害、台風などの様々な災害において、柔軟で迅速な対応が実施できるような体制を計画していきたいと思っておりますので、皆さまからもご意見等いただければと思っております。

2024年秋 関電 工程表破綻！

でも福井県知事は停止求めず！

原子力発電所の稼働によって生み出される使用済み核燃料については、多くの電力会社では発電所施設敷地内での乾式貯蔵が計画されている(一部では青森県むつ市にある日本原電のリサイクル燃料備蓄センターへの移送の計画もある)。

一方で福井県若狭地方に立地する関西電力の原子力発電所から発生する使用済み核燃料については、福井県は、最終的に青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場に搬入するまでの間の中間貯蔵施設については、県外に立地することにこだわってきた。

関西電力は、後で示すように、中間貯蔵施設の候補地を確定するという「約束」を2018年と2020年の2回にわたって「反故」にしてきており、さらに昨年(2024年)にかけても様々な動きがあった。昨年までの経緯を簡単に報告し、さらに昨年(2023年)から現在(2024年10月10日現在)までの使用済み核燃料の県外搬出に関わるいくつかの動きについて、各立地自治体の首長のコメント等を中心に整理してみた。

■県外搬出を巡る経緯

最初に、福井県内の原発から発生する使用済み核燃料の県外搬出を巡る動きについて、時系列で整理してみた(2023年10月14日付「日刊県民福井」記事を参考にして作成)。

- 1997年、福井県の栗田幸雄知事が、電力の消費地と痛みを分け合う意味で「県外立地を」を関西電力に要望。
- 1998年、関電が2010年までに県外に施設を整備する方針を示す。
- 2012年、当時の民主党政権が大飯3、4号機の再起動の合意を福井県に要請。これに対して福井県

の西川一誠知事は、「中間貯蔵施設は消費地を含め痛みを分かち合う」べきだと主張。

- 2015年11月、関電が2020年ごろに(県外保管施設の)地点を確定し、30年ごろ操業を始める計画を策定。

- 2017年11月、関電岩根茂樹社長は、福井県の西川一誠知事と面談し、「2018年中に(中間貯蔵施設の)計画地点を示す」と説明。西川知事は大飯3、4号機(福井県おおい町)を翌年1月以降に再稼働することに同意。

- 2018年12月、関電が候補地提示を「2020年を念頭に」へと先送り。

- 2020年12月、電気事業連合会が青森県むつ市の中間貯蔵施設を共同利用する案を提示。むつ市がこれに反発。

- 2020年12月、関電が2020年中の候補地提示を断念、

- 2021年2月、関電の森本孝社長は、「2023年末を最終期限として確定に取り組む」と杉本達治知事に報告。森本社長は梶山弘志経済産業相を交えた会談で、2023年末までに確定できなければ3基(美浜3、高浜1、2)の運転を停止すると約束。杉本達治知事は、関電の「覚悟」と国の「約束」を評価。

- 2023年6月12日、関電はプルサーマルによって生じた使用済みMOX燃料を2020年代後半にフランスへ搬出計画を公表して、このような搬出が、「中間貯蔵施設と同等の意義があり、福井県との約束は果たされた」と主張。経産省も「(搬出すべき総量の)5%程度であるが、県外搬出という意味で中間貯蔵と同等の意義があり、計画地点の確定は果たされたと評価できる」と追認。

- 2023年8月2日、中国電力と関西電力が共同で、山口県上関町に中間貯蔵施設の建設を検討すると発表。同月18日には、上関町の西哲夫町長が調査の受け入れを決定。

- 2023年10月10日、関電と資源エネルギー庁が福井県と福井県議会に対して、今後の県外搬出に関する対策を説明。原発の貯蔵容量を増やさないこと

などを盛り込んだ工程表を提示。杉本達治知事は、この工程表を容認。

●今年(2024年)8月30日、青森県六ヶ所村の再処理工場の完成目標が2年半延期になったことを受けて、関電の水田仁副社長は、ロードマップを見直すことになったことを杉本達治知事に陳謝。

■仏へ5%搬出で約束果たす！？

2023年6月12日、関電の森望社長は福井県庁で杉本達治知事と面談。高浜原発で保管するMOX燃料と使用済み核燃料の一部を2020年代後半にフランスに搬出する計画を示した。電気事業連合会がフランスで行う実証研究の一環。森社長は「計画地点の確定は達成され、年末としていた福井県との約束はひとまず果たされた」と述べた。杉本知事は「中間貯蔵と同等の意義があるとか、計画地点確定が達成されたという考え方は、これまで私どもが申し上げてきた内容に沿ったものかどうか、十分精査させてもらう」と述べ、態度を保留した(2023.6.13 福井新聞、6.14 毎日新聞)。西村康稔経済産業相は、翌6月13日の閣議後の記者会見で「関電が福井県にこれまでしてきた約束を実現する上で重要な意義がある。姿勢は評価できる」と述べ、「今回の対応は、海外搬出という意味で中間貯蔵と同等の意義がある」との見解を示した(2023.6.14 県民福井)。これに対して、福井県内の自治体の首長、議会はどのような反応・対応をしたかをみていきたい、

●立地地元では・・・

➡高浜町の野瀬豊町長「全量ではないが、一定量の搬出のめどがみえたことに関しては一歩前進」

➡美浜町の戸嶋秀樹町長「エネルギー政策を進める上で重要な案件の一つととらえている。今回の報告内容を検討の上、町としての意見を県に伝えていきたい」

➡全国原子力発電所所在市町村協議会会長の米澤光治敦賀市長「県との約束に対して関電が用意した一つの答え。一番大事なものは約束の当事者である県がど

う受け止めるか」とそれぞれコメント(2023.6.14 福井新聞)。

●福井県議会(全員協議会での発言)では・・・

➡野田哲生県議(民主・みらい)「国が約束と同義と言っているのが問題。そうなると国の中間貯蔵の定義も変えないといけないのではないか」

➡宮本俊議員(自民党県議会)「海外に出ていくことを中間貯蔵と結び付けるのは、取って付けたようなイメージが強い」

➡細川かおり議員(無所属)「フランスに搬出する5%を中間貯蔵と一緒にしようとするのは無理がある」

➡田中宏典議員(自民党県議会)「一定の評価をした。核燃サイクルが回っていないことが問題」

➡北川博規議員(民主・みらい)「県が四半世紀にわたって求めている使用済み核燃料の県外搬出は、電力消費地に理解と応分の負担を求めていく考え方。フランスだから県外と一緒にというのは成り立たず、県の思いを理解していないのは残念」

➡斉木武志議員(無所属)「県民から見れば(中間貯蔵施設問題で)できない約束を延々と繰り返し、約25年間裏切られ続けてきて、その上で200トン。開き直りの強弁にしか映らず、関電とエネ庁の信用にもかかわる」

➡仲倉典克議員(自民党県議会)「苦しい説明でしたね。2000トンがどうなるのか全体像が見えてこない。明確な根拠を持ち、出直してほしい」

(2023.6.24 毎日新聞、県民福井、福井新聞)

■関電・中電で上関町に中間貯蔵施設！？

2023年8月2日、中国電力は、使用済み核燃料を一時保管する中間貯蔵施設を巡り、山口県上関町に関西電力と共同で建設を検討すると発表した(2023.8.3 毎日新聞)。

上関町へのこの提案の背景・趣旨について、中国電力の大瀬戸聡・常務執行役員は次のように説明している。「原発の稼働のために中間貯蔵施設が必要なのに、準備が進んでいない電力大手は、西日本では中国電と関電だけだ(四国電力や九州電力は原発の敷地

内に使用済み核燃料を金属容器に入れて一時保管する乾式貯蔵施設の整備を進めているが、中国電力と関電にはない)。町の振興策を考えてほしいとの申し出があり、真摯に考えた。関西電力は中間貯蔵施設を必要としており、共同で建設することが経済的にも合理的だ。規模や経済性を考えれば、単独での建設・運営は難しい。中間貯蔵施設の建設には相応の時間がかかる。中長期的に原発を安定に稼働し続けるには、できるだけ早く建設に取り組みたい(2023.8.3 毎日新聞)。

ここに至るまでの原発と上関町の関わりの歴史を以下の新聞記事でみてみたい。「上関町では 1982 年、中国電による上関原発の建設計画が浮上。町民の意見が割れ、2011 年まで町長選は 9 回連続で推進派と反対派の一騎打ちの構図となり、いずれも推進派が勝利した。現職の辞職に伴って 11 年ぶりの選挙戦となった 2022 年 10 月の町長選でも、西哲夫町長が反対派候補を退けて初当選した。だが、住民の根強い反対運動もあって原発建設は一向に具体化せず、2011 年の東京電力福島第一原発事故を受けて計画は事実上、凍結されている。その間に町の過疎化は進み、高齢化率(総人口に占める 65 歳以上の人口の割合)は 56.4%で中国地方の自治体で最も高くなった。2012 年度は 12 億 8600 万円だった国からの原発関連交付金も 2013 年度以降は 7000 万円台、2023 年度の一般会計では 5600 万円だった」(2023.8.3 毎日新聞)。

このような歴史を背景にしての今回の中間貯蔵施設の建設計画の提案について、地元の首長及び町民のコメントを紹介する(いずれも 2023.8.3 毎日新聞より)。

➡西哲夫町長「持続可能なまちづくりをするために何が必要かを考えた時、原子力関係の施設も選択肢の一つと考えている」。その是非については「議会の判断を仰ぐ」。

➡山口県の村岡嗣政知事「今後の推移を見守りたい」

➡原発計画推進団体に所属する町内の 50 代男性「過疎化が進んでしまったから、原発で人を増やして

普通の生活がしたい。中間貯蔵がどこまで暮らしを豊かにするかは分からないが、原発の建設が進まない以上、背に腹は代えられない」

➡「上関原発を建てさせない祝島島民の会」の清水敏保代表「中間貯蔵と言われても、次(最終処分場)が決まっていない以上、事実上最終処分になりかねない。子供や孫に『核』という負の財産を残したくない」

* 祝島は、瀬戸内海有数の漁場とされる周防灘と伊予灘の境界に位置する山口県熊毛郡上関町の島。周囲 12km、面積 7.67 平方キロメートル(Wiki より)。

➡同町の清水康博町議「中間貯蔵施設が『安全』と言われるのは、比較の対象が原発だからだ。施設がどういふものなのか、なぜここに必要なのか、十分に説明した上で議会に諮るべきだ。原発の計画が 40 年前に浮上してから町は分断され、苦しんできた。町民の思いを中国電はないがしろにしている」

➡「上関原発を建てさせない祝島島民の会」の木村力運営委員「綺麗な自然の魅力にひかれた若者が祝島に来ているのに、中間貯蔵施設が建ったら、いなくなってしまう。原発のお金ではなく自分のお金で生きていく、誇りある生き方をしたい」

次に、このような上関町の状況に対して、決して無関係ではない福井県内の自治体首長及び県民の声を紹介する(2023.8.3 毎日新聞、2023.8.4 毎日新聞・福井新聞)。

➡高浜町の野瀬豊町長「(上関町の住民から反対の声が上がったことを念頭に)安易な期待は失礼。電力会社共通のテーマとしてさまざまなオプションを探るという意味では努力をされている」

➡全国原子力発電所所在市町村協議会会長の米澤光治敦賀市長「(中間貯蔵施設の候補地決定には、最終処分場の確保が不可欠だと指摘し)国にはしっかりとっていただきたい」

➡福井県の杉本達治知事「我々が求めてきたことが一つの形になって表れつつあることは間違いない。(県外搬出に向け関電の取り組みが)少しずつ進んでいる印象。(関電との)信頼関係という意味で努力が

見えた。森社長は必要な搬出量を確保するため、あらゆる可能性を追求すると言っていた。(上関町での検討)その一環と受け止めている。(上関町に核のごみを押しつけただけなどの批判の声に対して)押しつけは私が判断できる状況にない。一般論としては、「立地の苦しみ」を全国にご理解いただき、何らか(負担を)負っていく活動が広がるよう国や事業者に求めたい」

➡福井県若狭町の住民でつくる「安全なふる里を大切に作る会」の石地優代表「また負担を過疎地に押しつけるのか。福井県が使用済み核燃料の県外搬出を求めてきたのは、電力消費地と負担を分けるため。上関町への搬出は、歴代知事や県民の思いと全く違う」
 ➡「ふるさとを守る高浜・おおいの会」の東山幸弘代表「びっくりした。てっきり関電の管内で立地を探すと思っていた。現地の人々にすれば、『よそのごみを持ってくるのか』となる」

その後の上関町での動きは以下の通りである(2023.8.19 毎日新聞・県民福井による)。8月2日の中国電力の提案から約2週間が経過した8月18日、上関町では臨時議会が開催された。西哲夫町長は、人口減や財政難にあえぐ町の現状に触れ「若い人がこの町で生活し、お子さんを育て、住民が安心して暮らせる環境を作り、持続可能な古里・上関町を次世代につなげることが私の使命だ」と述べ、その後に議長を含む町議10人全員が意見表明。明確に中間貯蔵施設の建設に向けた調査に反対意見を述べたのは3人であった。西町長はその場で調査受け入れを最終判断し、閉会後に中国電側に町としての決定を伝えた。

その後については2024年4月にボーリング調査が開始され、調査は続いている模様。ちなみに、2024年10月10日現在、同町のホームページでは、「町民の皆さまに、使用済み核燃料中間貯蔵施設についてより詳しく知っていただくため、茨城県東海村に立地する東海第二発電所等の見学会を開催します。」というお知らせが掲載されていた。

■関電 新たな計画を提示(2023年)

2023年10月10日、関西電力は使用済み核燃料の扱いに関する計画(ロードマップ:工程表)を新たに公表した。それによれば「(使用済み核燃料を)搬出前に保管するため、新たに県内の原発敷地内に乾式貯蔵施設の設置を検討する方針を示した。敷地外で使用済み核燃料を一時保管する中間貯蔵施設は、県外で2030年ごろに操業開始する方針も明らかにした。ロードマップでは使用済み核燃料を、青森県六ヶ所村の再処理工場や、実証研究用としてフランスへ搬出する計画も明記。関電は、乾式貯蔵施設を検討する理由について「使用済み核燃料を搬出する際の効率や安全性を増すため」と、一時的な措置であることを説明した。」(2023.10.11 毎日新聞)

*ロードマップの図解は次頁に示す。

この10月10日の関電による説明に対する県内各首長他の反応を以下に紹介する(2023.10.11 毎日新聞・福井新聞・県民福井)。

➡高浜町の野瀬豊町長「国も踏み込んだ形で核燃サイクル事業などを前面に立ってやるとのコミットもあり、前回に比べて肉付けされたと十分評価に値するものだ」

➡美浜町の戸嶋秀樹町長「国や関電の使用済み核燃料問題の解決に向けた姿勢がこれまで以上に強うかがえる。ロードマップの着実な実現、原子力政策の推進を期待する」

➡全国原子力発電所所在市町村協議会会長の米澤光治敦賀市長「国がロードマップの履行に取り組むと明確に述べられたことは前進である」

➡福井県の杉本達治知事「一定の前進を受けた回答との認識。ただ全ての搬出先が明確になったわけではなく、関西電力と国はロードマップに基づき、確実に必要な搬出容量を確保する努力をしてほしい」

➡斉木武志県議(無所属)「使用済み核燃料の最終処分場が決まっていない中、福井がそうになってしまう疑

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
六ヶ所再処理工場		竣工	各電力会社の使用済燃料の再処理										
			70t	170t	70t	(徐々に800tに増加)			800t	800t	800t	800t	800t
			各電力会社の使用済燃料受入れ (発電所から搬出)										
			70t	170t	70t	(徐々に800tに増加)			800t	800t	800t	800t	800t
使用済MOX燃料再処理実証研究			高浜発電所から仏国搬出 (オラノ社への搬出200t)										
			70t	70t	60t								
中間貯蔵施設													

念が県民に生まれる。保管期限を運用規則に設けるべきだ」

➡美浜町の河本猛町議「使用済み核燃料を他県に押し付けたくはないが、美浜が核のゴミ置き場にだけはなってほしくない。立場は複雑だが、一つだけ言えることは、長年、県の駆け引きの材料に使われ、振り回されてきたのは地元だということ」

➡「ふるさとを守る高浜・おおいの会」の東山幸弘代表「六ヶ所村の再処理工場は何十年も完工が遅れており、今回のロードマップ通りにいくとはとても思えない」

10月10日の関電によるロードマップの提示を受けて、10月13日、杉本達治知事は福井県敦賀市で西村康稔経済産業相及び関電の森望社長と面談。西村経済産業相は、「(福井県は)原子力政策で極めて重要な県であり、今後も密接な連携が必要」とし、原発敷地内の乾式貯蔵施設の設置検討については「最終処分施設にするようなことは一切考えていない」と断言。さらに関電の工程表の着実な履行や、主な搬出先となる青森県六ヶ所村の再処理工場の2024年度上期の完成に向け、国が前面に立って主体的に取り組み、総力を挙げて指導していくと約束(2023.10.14 福井新聞)。

また森望社長との面談において、関電は乾式貯蔵施設の設置検討に関連して、「使用済み核燃料を乾式貯蔵施設に移し替えることで空いた貯蔵プールのス

ペースは原則、使わない」としつつ、「国内外の情勢変化や自然災害など、自社の事由によらない事象で搬出が滞り、日本全体のエネルギー安定供給に貢献できなくなる可能性がある場合には、例外になると考えている」との説明がなされた。この際に森社長は、搬出先として見込む再処理工場の完成延期は「例外には当たらない」との考えを示した(2023.10.14 県民福井)。

これに対して福井県内の自治体首長他はどのように反応したかを、以下にみてみたい(2023.10.14 毎日新聞・福井新聞・県民福井)。

➡福井県の杉本達治知事「(工程表)の一つ一つの取り組みは必ずしも十分ではない部分もあるが、経産相や関電社長の決意、覚悟を確認した。総合的な観点から、来年以降の美浜3号機、高浜1、2号機の運転継続に理解を示す」

➡西本正俊福井県議会議員「西村経産相の言葉や表情から、今回のロードマップをしっかりと進めていこうという強い意志を感じた。それを信用するしかないし、知事の判断を尊重したい」

➡細川かおり県議(無所属)「もっと議論をしなければならない問題。乾式貯蔵をするにせよ、福井県が最終処分場にならないよう期限を設けるべき」

➡野田哲生県議(立憲民主党)「容認する期限を決めた押しつけの説明であり、(小浜市など)原発立地に近い市町との議論は深まっていない。県民不在の中で簡単に容認したことは極めて残念」

➡山本猛夫県議(自民党県議会会長)「中間貯蔵の計画地点について何も新しいことが書かれていない。原発を止めるわけにはいかないが、ジレンマがある」

➡高浜町の野瀬豊町長「いろいろな課題が解決したわけではないが、国、関電に一定の覚悟があった。両者とも背水の陣で臨むことを知事が評価し、原発の運転継続が認められたのは望ましい」

➡美浜町の戸嶋秀樹町長「国の確固たる信念や、事業者の決意と覚悟が示されたことで、知事の判断に至ったものと考える」

➡全国原子力発電所所在市町村協議会会長の米澤光治敦賀市長「(青森県の六ヶ所村の)再処理工場を国がしっかり進めていくという話が出たことは評価できる」

➡おおい町の中塚寛町長「遅滞してきた核燃サイクル政策に事業者、国の決意と覚悟が示されたことで知事が総合的な判断をしたと受け止めている」

➡「ふるさとを守る高浜・おおいの会」の東山幸弘代表「県は使用済み核燃料を県外に搬出すると言ってきた。これまでの県原子力政策の大転換だ。乾式貯蔵施設について高浜、おおい、美浜町民、議会への説明は全くない。わずか数時間で行われた閣議でクーデター的な転換だ」

➡龍谷大学の島堅一教授「元々の『約束』は、使用済み核燃料をしっかりと県外に搬出するという内容だが、具体的な候補地は示されず、話がずれている。核燃サイクルは破綻しており、本来は使用済み核燃料の問題を正面から議論する時期。それを国が放棄し、しわ寄せが地方に行っている」

10月16日の定例会見で、今回のロードマップについての質問に杉本知事は次のように答えている(2023.10.17 県民福井・福井新聞)。

関電が原則として貯蔵容量を増加させないとしている方針を巡り、「例外は基本的にはないと理解している」としながら、容量増加の可能性については「ある、ないで言えばあると思う」と述べている。

関電は貯蔵容量増加をさせない方針の例外として、

「国内外の情勢変化など自社に寄らない事由で搬出が滞った場合」を挙げている。これについて杉本知事は「関電として県内の貯蔵容量を増やさない覚悟を示した」としつつ「他律的なことが起きて、ある瞬間、外に使用済み核燃料が出せない可能性そのものは否定されるものではない」とも説明した。関電から「貯蔵容量を増やしたい」という申し出があった場合の対応については「想定をしていません」と答えた。工程表の実効性については「現実問題として(原発内の)貯蔵プールの満杯が迫っている。関電も(工程表)を当然守っていかざるを得ない」と述べた。

■1年経め間に工程表破綻(2024年8月)

2024年8月30日、関西電力は原発の使用済み核燃料の福井県外への搬出に向けて策定したロードマップの見直しを表明した。日本原燃が8月23日に、青森県六ヶ所村で建設している再処理工場の完成目標の延期を決め、新たな完成目標を2026年度内と決定したのがその理由である。前述の2023年10月16日の定例記者会見での杉本達治福井県知事の「関電も(工程表)を守っていかざるを得ない」(2023.10.17福井新聞)という見立ては、わずか10ヶ月でもろくも崩れ去った。

8月30日、関電の水田仁・原子力事業本部長が県庁、県議会、原発立地3町を訪れ「計画通りに搬出できなくなり、申し訳ない」と謝罪した。また再処理工場完成の2026年度内の目標については「相当に確度が高いと思っている。それに基づく工程表をしっかりと守っていく」と強調した(2024.8.31 県民福井・福井新聞)。

この工程表見直しに対して福井県内の自治体首長他はどう反応したかを、以下にみてみたい(2024.8.31 福井新聞・県民福井)。

➡福井県の杉本達治知事「大変遺憾。昨年10月の工程表の合意はなくなった。不転の覚悟を示してもらう必要がある。実効性のある工程表を示すために、どのような担保が必要かを関電に考えてもらいたい。国には厳しく指導してもらいたい」(40年超原発の

運転継続は容認できないという立場になるのかという質問に対して)関電は実効性のある工程表を見直したいとしており、全てが合意前に戻るということではない」「(容認した知事自身の責任については)工程表を策定した関西電力と国(の責任)がまずあり、さらに大前提として再処理工場の建設計画が遅れた。日本原燃、関電、国が(使用済み燃料の処分)をどう実効性のあるものにしていくのかということだ」

➡福井県の鷲頭美央副知事「県との約束に反する。策定前の段階に立ち返って不退転の覚悟を示すべきだ」と批判。

➡福井県議会の清水智信副議長「1年もたたない中での見直しは、立地地域と信頼関係を損ないかねない。ロードマップの履行が困難な場合、(森本)社長の発言まで立ち返って議論する必要が生じうる」と言及。

➡美浜町の戸嶋秀樹町長「他動的な要因とはいえ、早々に暗唱に乗り上げたことは極めて遺憾。国が前面に立って強力に進めることが必要。立地地域の理解と協力、信頼関係が非常に重要だ」

➡おおい町の中塚寛町長「(原発構内の)乾式貯蔵施設の申請を了承した大前提が崩れ、すべてが振り出しに戻った。これ以上、立地地域との信頼関係を損なうことのないよう不退転の決意を持って取り組んでほしい」

➡高浜町の西嶋久勝副町長「7月末の高浜原発の使用済み核燃料ピットの使用度は86%を超えている。4基が稼働しており3、4年で満杯になる」

➡おおい町の僧侶宮崎宗真さん「私のように原発に不安を持つ人たちは、関電のロードマップが出てきた時から、守られないだろうとの懸念を県に伝えてきた。知事や首長は現実を検証するチームを持つべきだ。県民が検証するシステムを作らない限り、こうした裏切りが永久に続く。約束が守れない以上、原発を止めるべきだ。県が原発構内の乾式貯蔵施設を受け入れるのならば、使用済み核燃料の保管期間を決めるべきだ」

➡高浜町の農業東山幸弘さん「関電の言うことは、ころころ変わる。行き当たりばったりで、実現しそうも

ないものを堂々と出してきて腹が立つ。ロードマップが予定通りいかないなら、使用済み核燃料が出るのを止めないといけない」

➡美浜町の河本猛町議「中間貯蔵施設の県外候補地を2023年末までに確定させる約束を守れなかった際、工程表の提示だけで運転継続を認めた知事に問題がある」

2024年9月5日、工程表の見直しが必要になったことを受けて関電の森望社長は、福井県庁で杉本達治知事と面談し、本年度末までに実効性のある計画を提示できない場合は「(40年超運転の)美浜3号機、高浜1、2号機の運転は実施しないという不退転の覚悟で臨む」と述べた。

以下、この間の経緯を要領よくまとめた「解説」が福井新聞に掲載されたのでそれを紹介する(2024.9.6福井新聞)。

解説 関西電力の原発内にたまる使用済み核燃料の県外搬出に向けたロードマップ(工程表)は、わずか10カ月でほころびが出た。関電の森望社長は年度内に実効性ある工程表を示せなければ、40年超運転の原発を止める「不退転の覚悟」を強調したが、関電や国の「覚悟」はもはや信用できない。県も昨年10月のような安易な妥協は許されず、杉本達治知事の「不退転の覚悟」が問われる。

関電の森社長は昨年10月、工程表の履行について「自ら先頭に立って確実に進める」と県に約束した。だが、その時点で使用済み核燃料の搬出先となる青森県六ヶ所村の再処理工場は完成遅れの観測が出ており、工程表の実効性を疑問視する指摘も少なくなかった。

県は当時、再処理工場が計画通り稼働できなかった場合の対応策を提示するよう国に求めていたが、具体的な回答は得られなかった。そこを厳格に詰めようとせずに、関電と国の「覚悟」や「決意」をうのみにして工程表を容認したのは、甘過ぎる対応だったと言わざるを得ない。

関電に原発内にある核燃料の貯蔵プールはこのま

まだと3～5年程度で満杯になる。完成目標を2026年度内に延期した再処理工場への搬出ができたとしても“綱渡り”の状況になるとみられ、原発が止まるか運転継続できるか、核燃サイクルが前に進むか破綻するかの瀬戸際といえる。

関電と国は、立地地域を軽視するような急場しのぎの言動や詰め甘い工程表はもはや許されない。杉本知事や県会はこれまで以上に厳しく、使用済み核燃料の県外搬出の実効性を見極める必要がある。(岩淵)

立地自治体への関電の森望社長の「おわび行脚」に対する各自治体首長他の反応を、以下にみている(2024.9.6 福井新聞)。

➡福井県の杉本達治知事「関電との信頼関係に関わる重大な問題で極めて遺憾」

➡福井県議会宮本俊議長「(再処理工場への搬出開始時期を)スライドさせただけの見直しでは(県会として)合意は難しくなる」

➡美浜町の戸嶋秀樹町長「われわれが求めるのは確度の高い(工程表)の見直しはもちろんだが、帰結点は着実に結果を出すこと。(関電が約束した立地地域の振興策についても)今なお進捗が実感できないものがある。具体的に推進する方針を明確に示して」

➡おおい町の中塚寛町長「工程表の早期見直しは当然のことであり、期限を切ることよりも立地住民の安全・安心と信頼回復につながる計画を示してもらわなければならない。(立地地域の振興に関しては)しっかり進めるといふ決意は聞いているものの、何ら目に見える形で進んでいないのが実情」

➡高浜町の職務代理者・西嶋久勝副町長「覚悟やスロージャンだけでは、立地地域の理解や協力は薄れていきかねないという状況を意識し、現実を見据えた計画を示して」

➡原発反対県民会議の共同代表であり本会の代表でもある中嶋哲演さん「県民が裏切られたことになり、関電は県民にも謝罪をすべきだ。使用済み核燃料を生み出す原発を稼働させていることが根本的な問題。

関電は老朽原発3基の運転を止めることがせめてもの誠意」

➡福井県若狭町の住民でつくる「安全なふる里を大切に作る会」の石地優代表「工程表が崩れた以上、40超運転の原発3基の停止に加え、県は乾式貯蔵施設の設置も認めないと言うべきだ」

➡おおい町の僧侶宮崎宗真さん「再処理工場の完成延期は元々予想されていた。無条件に近い形で受け入れた県や県会の責任も重い。『覚悟』や『決意』を聞くだけでなく、現実的に精査する目を常に持ってほしい」

2024年9月5日の立地自治体への関電の森望社長の「おわび行脚」に続いて、9月6日に福井県の杉本達治知事は、経済産業省で斎藤健経産相と面談した。杉本知事は「(昨年10月に国が前面に立ち工程表の着実な実行に取り組むと約束したことを踏まえ)今の状況は約束に反しており、大変遺憾」と指摘した。杉本知事は、また、再処理工場の26年度内完成の実現や、「中間貯蔵施設関係者の理解確保などに政府全体で総力を挙げて取り組むよう要望した。さらに立地地域の振興策も進んでいないとし、国主催の共創会議で示された避難道路整備などの取り組みの具体化のほか、北陸新幹線敦賀以西の早期認可・着工、舞鶴若狭自動車道の4車線化の推進を求めた。これに対して斎藤経産相は「大変重く受け止めている。福井県に実効性ある工程表を示すよう関電を厳しく指導していく」と強調し、再処理工場の26年度内の完成目標に向けて日本原燃に進捗管理を徹底させると述べた。中間貯蔵施設については「新たな地点の可能性を幅広く検討しながら建設、活用を促進する」と述べ、国として主体的に取り組むと強調。地域振興に関しても関係省庁と連携しながら具体化や財源確保に努めるとした(2024.9.7 福井新聞)。

面談後、杉本知事は「口約束ばかりで具体化したものがない。再処理工場や工程表はまだひとつも前に進んでいない」と不満を口にした(2024.9.7 県民福井)。

2024 年 9 月 9 日、福井県議会は全員協議会を開き、関電と経済産業省資源エネルギー庁の幹部の説明を受けた。関電の水田副社長は「年度末に納得いただける工程表を再提出する」、資源エネルギー庁の山田統括調整官は「事業者に対してしっかり指導する」との説明に終始。以下はこれに対する県議の発言である(2024.9.10 福井新聞・県民福井)。

- ➡ 力野豊議員(自民党福井県議会)「(昨年 10 月の)工程表の約束を 1 年もたたずにほごにした。(中間貯蔵施設の)計画地点を示せないまま期限が過ぎたのだから、3 基は直ちに止めてもらいたい」
- ➡ 森嘉治議員(自民党福井県議会)「皆さんから止める、と言い出すのが本来の不退転の覚悟だ」
- ➡ 小堀友広議員(自民党福井県議会)「(東京電力が再稼働を目指す柏崎刈羽原発(新潟県)を巡り、政府が 9 月 6 日に避難道路を整備する方針を示したことを踏まえ)福井には(避難道路に関する話は)1 本もない。国の覚悟を示してほしい」
- ➡ 仲倉典克議員(自民党福井県議会)「最後の通告だと思っている。しっかりした答えを示せなければ、福井県政の原子力政策を大転換しなければならない。言い訳しかない。ここで間違えばとんでもないことになる。肝に銘じて、今日は帰ってください」
- ➡ 宮本俊議長(議会終了後の発言)「(県会として 40 年超運転の原発 3 基の停止を要請するかどうかについて)議会の総意となるならば、そうせざるをえない。我々の対応は今後の議論で形成していく」

2024 年 10 月 2 日福井県議会は予算決算特別委員会を開催。以下は県議と杉本達治知事とのやりとりである(2024.10.3 福井新聞)。

- ➡ 仲倉典克議員(自民党福井県議会)「(関電の新たな工程表が)確実なものでなければ、県として 40 年超運転の(原発)3 基の停止要請をするべきだ。長年議論を尽くし、国と対峙して原子力政策を進めてきたが、今回はもう最後の通告だ。ややもすると福井県は脱原発をいうところまで突き進んでしまうかもしれない。

県も後がないとの覚悟を持って、この局面に当たっていくべきだ」

- ➡ 杉本達治知事「(新たな工程表や具体化していない地域振興策について)本年度末までに事業者と国が覚悟をもって解決してもらうことが重要。立地地域の理解と協力がなければ原発を運転できないという厳しい覚悟で臨む」
- ➡ 三田村輝士議員(民主・みらい)「関西電力の工程表見直しで、40 年超運転の原発 3 基の停止を求めない理由は」
- ➡ 杉本達治知事「安全運転優先が重要。安全が脅かされている状況ではなく、今すぐ停止を求めることは考えていない」
- ➡ 斉木武志議員(越前若狭の会)「関電が 3 原発に設置を計画している乾式貯蔵施設に使用済み核燃料を保管する期限を決めるなど、県が搬出に向けて主体的に取り組むべきだ」
- ➡ 杉本達治知事「原子力発電は様々な要素があり、関電がやろうとしている事実を前提に考えざるをえない。県が押し付けるのではなく、関電の考え方を聞いた上で判断する方法をこれまでも取ってきた」

2024 年 10 月 7 日、福井県議会は本会議において関電の原発内にたまる使用済み核燃料の県外搬出に向けたロードマップ(工程表)の見直しを巡り、国に使用済み核燃料対策の着実な実施を求める意見書を全会一致で可決した。意見書案は最大会派の自民党福井県議会が提出。工程表見直しは「立地地域との信頼関係を損なう」とし、国の責任は非常に重いと批判。関電が早期に実効性のある工程表に見直すよう厳しく指導し、青森六ヶ所村の再処理工場が 2026 年度中に完成するよう責任を持って進捗管理することなどを国に求めている。一方で使用済み核燃料の乾式貯蔵施設に関し、越前若狭の会が提案した保管期限を 10 年とする条例案は賛成少数で否決した(2024.10.8 福井新聞)。

以下、この間の経緯を整理した署名入り記事が日刊県民福井に掲載されたのでそれを紹介する

(2024.10.8 県民福井)。

回顧 定例会が始まる10日前、関西電力と国が県議会などを訪れ、原発の使用済み核燃料の県外搬出に向けて昨年10月に策定したロードマップ(工程表)が履行できなくなり、本年度末までに見直すと表明。県議会は、この問題に集中せざるを得なくなった。

最大会派・自民党県議会を含む多くの議員は、この事態に反発し、運転開始から40年を超えた美浜3号機、高浜1、2号機の原発3基の即時停止を求めた。具体性に欠ける工程表を信じて3基の運転継続を県と共に容認した県議会の責任について口にする議員もみられた。

関電や国に反発する県議会と比べて杉本達治知事の態度は対照的だった。40超運転の原発3基の即時停止には慎重な姿勢を堅持。昨年10月の容認判断については陳謝する一方で、あくまで責任は関西電力や国にあると強調した。

県や県議会の責任についての反省を促す議論が出た一方で、新たな工程表の実効性の有無をどのような基準で判断するのは不透明なまま、杉本知事が口にする「使用済み核燃料の必要な搬出容量が確保できる姿」とは何なのか。今回の反省をぜひ生かしてほしい。(水野志保)

➡ここまで読まれた読者の皆さん。地方自治体、国、電力事業者の以上のようなやり取りを読まれて、どのような感想をもたれましたか。編集子までお知らせいただければ嬉しいです。

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中の訴訟:2024年10月15日現在)

*状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所:大阪地裁➡大阪高裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日:2012年6月12日、2020年12月4

日一審勝訴!現在控訴審が進行中。

◇ 主な争点:基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつき」の考慮が焦点となっている。

◇ 経過:国は2020年12月17日に控訴。翌2021年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議及びその後の10月8日の進行協議期日において、裁判所が考えている争点は、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層(破碎帯)、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマであることが示唆された。

10月10日の第7回口頭弁論では(編集子はまだ報告には接していないので、「参加案内」等からの要約)、主に地震動の過小評価について、進行協議の議論も踏まえて、原告と被告国の双方が書面を提出。住民側はばらつき問題に関する準備書面10を陳述。国も関電も、大飯原発の基準地震動856ガルについて、断層面積等の「不確かさ」を踏まえて十分に安全側の設定で、「ばらつき」を考慮する必要はないと主張。2007年7月16日に新潟県で発生した中越沖地震の教訓から、原発に最も影響を与えるのは短周期領域の揺れであることから、短周期の地震動を1.5倍にすることが保安院時代に決まった。大飯原発の場合、1.5倍したものが856ガルで、断層面積、地震規模等は基本ケース(ばらつきは考慮せず)と同じ。そのため、856ガルにばらつきを考慮するために1標準偏差を上乗せすると短周期の地震動レベルは1.34倍となり、856ガル×1.34=約1150ガルに跳ね上がり、国・関電の地震動評価は過小ということになる。国・関電は、①地震規模の「ばらつき」は断層面積の「不確かさ」で置き換えられる、②地震規模の地震動評価に占める役割は間接的で低い、と主張して「ばらつき」の上乗せは不要としている。しかし、「ばらつき」と「不確かさ」は独立した概念であることは、入倉意見書と川瀬意見書の冒頭に指摘されているとおりである。

次回第8回口頭弁論は2025年1月17日の予定。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所:京都地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2012年11月29日
- ◇ 主な争点:事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過:提訴から約12年が経過した裁判の審理は終盤に近付いている。2024年6月4日の第41回口頭弁論では、弁護団からは準備書面で、2024年元日の能登半島地震について陳述。北陸電力の志賀原発の30キロ圏にある放射線防護施設が損傷を受け、避難の困難性がますます明白になったこと、などを述べ、これまでの原告の主張が裏付けられたことを主張。この日は閉廷後の進行協議で、今年(2024年)から来年(2025年)にかけて、予備日も含めて7回の期日で延べ12人に対する証人尋問が以下のように予定された。

期日	尋問日	属性	氏名
第42回	2024/7/16(火)	原告本人	村上 道子
		原告本人	斎藤 信吾
		原告本人	添田 光子
		原告本人	林 森一
		原告本人	原 龍治
第43回	2024/9/17(火)	原告本人	赤松 純平
第44回	2024/10/29(火)	証人	國分(こくぶん)富夫
		証人	三瓶(さんぺい)春江
第45回	2024/11/26(火)	証人	福島 敦子
第46回	2024/12/24(火)	証人	石橋 克彦
第47回	2025/1/30(木)		(被告ら向け予備日)
第48回	2025/3/6(木)	証人	赤松 純平
			石橋 克彦

第43回口頭弁論期日に出廷した赤松純平さん(元京都大学助教授)は地盤構造の専門家で、法廷での証人調べのなかで、若狭の地震は基準地震動ではとらえられない高周波成分が卓越するものであることや、地質構造の評価についても「敷地内の浅部構造に特異な構造はみられない」などとする関西電力の評価は妥当でなく、欺瞞的であることについて、データをもとに丁寧に論述された。たとえば、「地質調査結果

の評価について」は、「関電は、敷地内の断層破碎帯が地盤の震動特性に及ぼす影響を検討していない」「関電は、岩盤の亀裂に関する情報の空間的変化が、地盤の震動特性に及ぼす影響を等閑視している」「関電の作成した地質断面図の岩級分布は、地質柱状図の岩級分布とは全く異なっており、地質断面図は岩盤が堅硬であると誤認させる」などを指摘。また、「基礎地盤のすべり安定性および傾斜の評価について」も、「原子炉建屋基礎の岩盤分布は、亀裂を多く含むCM級が多く分布しているにも拘わらず、2次元FEMにおいて殆ど全ての岩盤を堅固なCH級としてモデル化し、すべり安全率を大きくしている」「岩石の引張強度を岩盤の引張強度であると詐称し、岩盤の引張強度を大きく設定することにより、破碎帯などの弱面に沿うすべり破壊の危険性を隠蔽している」など、「大飯原発の基礎地盤の地震力に対する安定性の評価は、原子力規制委員会の審査ガイドの要請を充たしていない」と論述された。証人調べは2時間を超えたが、赤松さんは最後まで力強く意見を述べられ、陳述が終ると傍聴席から大きな拍手が沸き上がった。

今後の証人調べの主たる内容は以下のとおり(京都脱原発原告団のHPからの引用です)。

▼10月29日(火)→國分(こくぶん)富夫さん(南相馬市小高)、三瓶(さんぺい)春江さん(浪江町津島)は、本訴訟で証言するために福島県からお越し頂きます。また福島敦子さん(南相馬市原町)はこの訴訟の当初からの原告です。三人には、福島第一原発事故時に近隣地域に居住していた立場から、避難の困難性、避難生活の困難性、その後の生活の困難性など、実際に原発の過酷事故が起こったときに、住民一人一人の身にどのようなことが起こるのかを具体的にお話して頂きます。

▼11月26日(火)→石橋克彦さん(神戸大学名誉教授)は福島第一原発の「原発震災」を予言したともいわれる地震学者です。石橋さんには、地震とは何なのか、活断層とは何なのか、という基本的な話から説き起こして頂き、現在の新規制基準が様々な点で不合理であり、大飯原発も、現在でも想定可能な様々な原

因(例えば熊本のような大きな地震の後の大きな余震)によって壊れ、過酷事故に至る可能性があることをお話し頂きます。

▼12月24日(火)→赤松純平さんの反対尋問(関西電力、国側の尋問)の日です。不当な尋問を許さず、証言者を励ますためにも、傍聴席を一杯にすることが大切です。

▼2025年3月6日(木)→石橋克彦さんの反対尋問(関西電力、国側の尋問)の日です。不当な尋問を許さず、証言者を励ますためにも、傍聴席を一杯にすることが大切です

*次回第44回口頭弁論期日は10月29日の予定。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機

◇ 係属裁判所: 大津地裁

◇ 裁判の種類: 民事訴訟

◇ 被告: 関西電力

◇ 提訴日: 2013年12月24日

◇ 主な争点: 福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。

◇ 経過: 争点は地震、火山、そして避難計画の3つに絞られ、審理は終盤を迎え、証人尋問が開始されている。2024年9月19日の第42回口頭弁論期日に向けては、関電側は能登半島地震の教訓について主張した原告準備書面(96)(98)に対して反論した準備書面(75)を提出。原告側は新たな主張は行わず、被告準備書面(75)に対する反論は最終準備書面で行うとした。これで原告、被告とも新たな争点での主張は終了し、来年(2025年)2月6日(木)の第43回口頭弁論に向けて最終準備書面の作成に取り掛かることとなった。また最終口頭弁論の前に、オンラインで12月27日に、最終口頭弁論当日の進め方について進行協議が行われる予定。

以下、9月19日の第42回口頭弁論後の報告集会での井戸弁護士長の概要説明と原告であり福島からの避難者である青田勝彦さんのコメントを「福井原

発訴訟(滋賀)を支える会ニュース」より引用する。

▼井戸弁護士長の概要説明

今日は被告から準備書面(75)とそれに伴う証拠が提出されました。原告からは書面はだしていません。本音はそのつど反論したいのですが、反論すると再反論が出てきていつまでたっても裁判が終わらなくなります。あとはお互い最終準備書面で、ということで来年2月6日の最終準備書面で終結ということになりました。判決はこの種の事件ですと、半年後ぐらい先になるので来年の夏には判決という運びになると思います。

被告準備書面(75)ですが、法廷でも述べましたが、その内容は、能登半島地震の教訓について、こちらが前回までに提出した準備書面に対する反論です。能登半島地震の教訓は、いろいろありますが、まずは活断層の連動があげられます。北陸電力の連動想定は90kmでしたが、実際には150kmに及ぶ断層が連動しました。また、20km離れた富来川南岸断層が連動したのですが、関電の主張ではこれは連動ではなく、付随的活動だと言っています。どう違うのかといった点に問題があると思います。

二つ目は、k-net 富来川観測点において、周期0.5秒以下の短周期領域で1万ガルの震動加速度を観測したという大変な問題があります。関電はこの観測点の表層が軟弱地盤であり、それが原因だとして、原発の敷地にはそんな軟弱地盤はない、あるいは取り除いているから心配ないと主張しています。確かに軟弱地盤の問題はあるのだろうが、それだけで片づけていいのだろうかと思います。

三つ目は、地盤の隆起です。最大4mの隆起と言われ、我々の準備書面でも4mとしていますが、最近の市民の方の調査によると最大5.2mの隆起があったことが報告されています。北陸電力は4mの隆起でも冷却用海水の取水には影響ないと報告していますが、5.2mではどうか我々も調査する必要があると考えています。関電は原発地盤の隆起について検討しており、美浜では最大77cmの隆起を想定しており、規制委員会もそれを認めています。そのこ

とを今回主張してきていますが、美浜原発のすぐ近くで1600年頃の地震で3.5mの隆起があったということが歴史的事実としてあるのに、77cm以上隆起しないということで片づけていいのかという問題があります。

結論として、地震のことは、まだまだ分かっていない、それが我々の姿勢ですが、この点が関電の準備書面の立場と大きく異なる点です。こうした問題を含めて最終準備書面で主張するべく準備を進めているところです。

最終弁論の来年の2月6日は、午後2時から始まって、5時までの時間が確保されています。まだ最終決定ではありませんが、原告、被告それぞれで90分程度の時間枠で主張することになるだろうと思っています。原告側は、原告代表の意見陳述と弁護団から最終準備書面の説明を行う予定です。

▼原告代表の発言：福島からの避難者青田勝彦さん

私は、福島第一原発事故で故郷を追われ、滋賀県でお世話になっています。故郷でも1975年に、東電の福島第一原発の差し止めを求めて提訴し、最高裁まで行きましたが訴えは認められませんでした。しかし、あの事故は、私たちの訴えが正しかったことが悲惨な形で証明されたことになってしまいました。結果的に間違った判断をした当時の裁判長たちに現在の思いを聞いてみたい思いもありますが、今回判決を書く裁判官には歴史の審判に耐えうる判断をすることを強く求めたいと思います。

前述のとおり来年(2025年)2月6日には、第43回の最終口頭弁論が予定されている。原告・被告双方による最終準備書面のプレゼンが行われる予定。また判決までの間に、最終準備書面についての学習会の開催が検討されている。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

◇ 係属裁判所：名古屋地裁

◇ 裁判の種類：行政訴訟

◇ 被告：国

◇ 提訴日：2016年4月14日

◇ 主な争点：新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉圧力容器の中性子照射脆化などが争点。

◇ 経過：別件として扱われてきた高浜1、2号機と美浜3号機についての審理(口頭弁論期日は同日に行われている。)は今年7月19日を最終弁論期日として結審となった。7月19日の最終口頭弁論期日での住民側の弁論内容は以下のとおり。

・原告意見陳述(原告の山本雅彦さん)

・原発事故の被害、判断枠組みについて(中野宏典弁護士)

・中性子照射脆化 総論と破壊靱性遷移曲線の過小評価(小島寛司弁護士)

・地震 震源極近傍特別考慮規定未審査ほか(甫守一樹弁護士)

・火山 火山ガイドの不合理性、過小評価(中野宏典弁護士)

・中性子照射脆化 PTS評価・クラッドいいところ取り問題ほか(井上功務弁護士)

・使用済み核燃料・放射性廃棄物の審査不存在(伊神喜弘弁護士)

・終結にあたり裁判官に求めること(北村栄弁護士)

以下に「デンジャラス通信 No.30」(2024.8.23)に掲載された原告山本雅彦さんの意見陳述に関する記事及び中野弁護士、甫守弁護士、北村弁護団長の弁論内容の記事を引用する。

▼原告の山本雅彦さん：福井県内でも震度5強から4の揺れを観測した能登半島地震。津波警報3mが出たので、沿岸周辺の住民が一斉に避難し、各所で大渋滞が発生。山本さんは避難の難しさを実感しました。さらに、隆起する越前海岸と沈降する若狭湾の境界部に推定される活断層を検証する必要性を訴えました。また、山本さんが事務局を務める「オール福井反原発連絡会」が、高浜町・美浜町で全戸配布したアンケート結果を紹介。立地地元でも、原発の新增設や40年超えの老朽原発の再稼働には、回答の66%

が反対、72%が不安だと答えていました。

▼中野宏典弁護士:中野弁護士は、映画「日本と原発4年後」のいくつかのシーンを示しながら、日本が潰れる可能性すらあったほどの甚大な被害を、「想定できなかった」ではなく、あえて想定しなかった人災であったことを、そして、被災者たちの思いを、絶対に無視してはならないと裁判官に語りかけました。

地震学や火山学は、複雑すぎる・実験できない・過去データが少ない三重苦の科学です。完全な予測をするのは理論的に不可能です。一方で原発はいったん事故が起こると深刻な被害をもたらすことが福島第一原発の事故によって、私たちは学んだはずで、すから、科学技術を利用するにしても、原発の場合、他とは質的に異なるリスクを考えないといけません。したがって通説になっていなくても支配的な科学でなくても、「疑わしくは安全のために」という保守性が重要です。

裁判所は判断にあたって、何が正しいのかということよりも、十分な保守性が確保されているかどうか、原子力規制委員会が保守的な知見を考慮したかを、深刻な災害が万が一にも起こらないようにするという視点で厳格にチェックしなければなりません。

▼甬守一樹弁護士:科学に十分な予測の力はない。地震学者たちが自ら言います。ですから基準地震動を計算で出したとしても、それが一番大きな揺れとは言えない。原発のように危険なものを運転する場所は日本にはないのです。それでも基準地震動を策定しますが、計算式(入倉・三宅式)の使い方を間違っている、十分にバラつきを考慮していないなどの重大な問題があります。

さらに美浜3号機の場合、断層からわずか500mしか離れていない(極近傍)ですから、さらに十分な余裕を考慮すべきルールを適用すべきなのに、していません。規制委は、適用するかどうかの検討すら審査でしていないのです。

規制委は、東電福島原発事故の反省と教訓を踏まえて、新規規制基準を策定しようとしたはずですが、結果的に極めて不十分なものでしかありませんでした。

しかも、その不十分な新規規制基準ですら、自ら形骸化させるような甘々の審査をしています。これを改めさせるのが司法の役割です。

▼北村栄弁護士団長:本件の高浜1,2号機、美浜3号機は50歳になろうとしています。原発は開発当初は運転期間は原則30年と設計されたもので、当時の設計者は50年も使用されるとは考えてもいなかったはずで、原発の部品は数百万点にも及びます。そして、特に肝心の原子炉容器は取替が出来ないものであり、中性子の照射による脆弱化等で事故が起きれば、取り返しがつかないこととなります。

事故の可能性と被害の大きさを想像するのは難しいです。しかし、福島第一の事故直後は恐怖を実感したはず。今年の元旦には若狭湾の隣の能登半島で、地震が甚大な被害をもたらす、もし珠洲原発があったらどんなことになったか容易に想像できます。

弁護士団長が最後に訴えたのは、裁判官が憲法76条3項に定められているように、その良心に基づいて、悔いのない、恥ずかしくない判決を出してくれることです。

***判決は来年(2025年)3月14日!!!**

■ 美浜原発3号機

◇ 係属裁判所:福井地裁→名古屋高裁金沢支部

◇ 裁判の種類:仮処分

◇ 被告:関西電力

◇ 提訴日:2023年1月13日

◇ 主な争点:基準地震動、サイト近傍の活断層、避難の困難性の3点。

◇ 経過:運転開始から40年を超えて国内で唯一稼働している美浜3号機について、争点を絞って立地地元から早期の差止めの決定を求める訴訟。2023年12月12日の第5回審尋で結審し、本誌で報告したように2024年3月29日に却下決定が出され、4月11日に申立人は即時抗告している。なお、同日に同じく却下決定が出された高浜1~4号機の仮処分申立てについても申立人は同日に即時抗告。

抗告審の第1回審尋は2024年8月2日に行わ

れた。第1準備書面(福島第1原発による甚大な被害)及び第2準備書面(福島第1原発事故の現状—冷却の失敗、事故収束の困難性)を陳述。大河弁護士が「福島事故と能登半島地震の教訓」、井戸弁護団長が「司法審査のあり方」についてプレゼンテーションを行った。関電側からは即時抗告を棄却せよという答弁書が出ているのみ。なお、同様に金沢支部で行われている高浜1~4号機の抗告審の第1回審尋は8月8日に行われている。

美浜3仮処分の次回第2回審尋は11月1日午後1時30分からの予定。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:金沢地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力
- ◇ 提訴日:2012年6月26日
- ◇ 主な争点:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。ところが2023年3月3日、原子力規制委員会は、審査会合において「活断層ではない」とする北陸電力の主張を妥当だと判断した。
- ◇ 経過:2024年1月1日の能登半島地震後初めて行われる5月13日の第42回口頭弁論では、最初に北野原告団長が意見陳述。北野さんは自ら撮影した地震前後の写真を法廷で映写し、かつての「珠洲原発予定地」の変わりようを示した。建設予定地の寺家地区では1m近い隆起が確認でき、炉心予定地の浅瀬は岩場になっています。北野さんは「珠洲に原発がなくてよかった」という声が、かつて原発を誘致した住民からも、市外・全国からも届いていることを紹介し、北陸電力に「ここは絶対に建てては行けない場所だった」、「珠洲原発の計画自体誤りだった」と認めるべきだと迫った。北野さんは志賀原発について、「次なる大地震に果たして耐えられるのか」と問い、能

登半島地震の「教訓」を、①地震学の限界、②原子力防災計画と避難計画の破綻、だと指摘。そして裁判所に対して、「能登半島地震を目の当たりにしても、まだ原子力規制委員会に追従するのか」と厳しく問いただした。

原告側は続いて宮本弁護士が第57準備書面「能登半島地震で明らかになった耐震安全上の問題点」を、北島弁護士が第58準備書面「避難計画の実効性欠如による人格権侵害」についてそれぞれ要約陳述した。

最後に岩淵弁護団長が意見陳述し、科学の不確実性についてあらためて言及した上で、地震学は発展途上で原発の安全性に寄与するまでには至っていないと指摘し、裁判所に規制委の判断に寄りかかるとの審理を求めた。そして、今回の能登半島地震で避難計画がいかに実効性のないものか誰の目にも明らかになったと述べ、原発の運転が許されないことは明白だと主張。

次回の第43回の口頭弁論は10月31日を予定。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:富山地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日:2019年6月18日
- ◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。*会社法360条1項➡6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

◇ 経過：9月30日、第19回口頭弁論が行なわれた。原告弁護士は「検証申出書」を提出、今回の能登半島地震が志賀原発にもたらしたトラブルの全容やその深刻さの度合い、そして今後同原発を襲うであろう大規模地震がもたらす具体的な危険性を、正確な事実を基礎としてリアルに認定判断するために、志賀原発プラントやその敷地、関係施設、および原発周辺での隆起などを現地で見分することは必要不可欠だと主張。これに対して、裁判所は被告の意見を求めた。被告代理人は「本件は株主代表訴訟であり、被告らは法令に従って行動しており善管注意義務違反はなく、検証は不要」と述べ、裁判所は「まずは写真や動画を見て、その上で判断したい」と述べた。

続いて片口弁護士が今回提出した第40準備書面「本件における立証責任の内容と所在」をパワーポイントを使って要約陳述。片口弁護士は伊方最高裁判決など他の裁判例を紹介し、原発の安全性に関する資料はすべて事業者側が保有しているという「証拠の偏在」を理由に、裁判所は住民側の立証責任を軽減し、実質的な公平を図ってきている、と指摘。証拠の偏在という点では、人格権に基づく原発の運転差止請求も、本訴訟のような会社法を根拠とした原発の再稼働についての取締役の違法行為差止請求も同じであり、原発事業者である被告らが「志賀原発に重大事故の発生しうる具体的な危険がない」ことについての立証責任を負うべきである、と主張。

最後に裁判所から次々日程について提案があり、被告側は「一体何をやるのか」、「われわれの主張立証は尽きている」などと訴えましたが、裁判所は「まだやることはある」として日程を決めた。終了後、裁判所と原告・被告それぞれの間で別々に進行協議が行われた。

裁判所は志賀原発再稼働を決めた際の実務者会でのような議論が行なわれたかについて関心を持っているようで、被告に対して議事録の提出を打診した模様であり、原告に対しては「文書提出命令」の内容をもう少し絞れないかと求めた。

次回の裁判は12月18日(水)、次々回は2025

年3月17日(月)、いずれも午後3時から。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

◇ 係属裁判所：東京地裁

◇ 裁判の種類：民事訴訟

◇ 被告：日本原燃株式会社

◇ 提訴日：2020年3月9日

◇ 主な争点：① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。

◇経過：2023年10月5日の第6回口頭弁論以降、1年以上にわたり口頭弁論が行われない状態が続いていた。原因は、宗教者側が投げ掛けた争点について、被告がその土俵に乗ることを回避しようとして、ひたすら時間稼ぎをしていることにあるように思われる。2024年6月3日及び9月19日の進行協議を経てようやく、来年(2025年)1月30日に第7回口頭弁論が行われることが決まった。

【Editor's note】 ▼名古屋地裁の老朽原発

訴訟(高浜原発1、2号機、美浜原発3号機)が、ついに来年3月14日に判決の日を迎えます。また、大津地裁での大飯原発3、4号機、高浜原発1~4号機、美浜原発3号機の差止め訴訟は、来年2月6日が最終弁論となり、判決は夏頃になると予想されています。▼原燃の再処理工場は当初の完成予定の1997年から今年8月で27回目の延期となり、2026年度中の完成を目指すとのこと。当初発表された建設費用は7600億円、2021年6月の見通しでは約14兆4千億に膨らんでいるそうです。▼暑い秋です！編集子の家では、例年であれば数回は薪ストーブに着火しているのが、今回まだ着火なし。暑さ対策で風通しのよい森づくりに注力せねば。(編集子)

原電敦賀2号機 審査不合格

日本原電の敦賀原発2号機は、約9年に及んだ規制委の審査の末に「不合格」となった。原電は1957年に設立され、東京電力ホールディングスをはじめ大手電力9社などが出資している。保有する4基のうち2基は廃炉作業中で、敦賀2号機と東海第2原発の再稼働を目指している。敦賀2号機は関電、中部電、北陸電力から、東海第2は東電、東北電の2社から

それぞれ基本料金を受領し、2023年度では合計944億円となっている。運転はしていないが、基本料金だけは受け取るという「経営」を続けている。

「原子力資料情報室」の松久保肇事務局長によれば「原電は電力各社も引き受けたくないば抜きのような状況」ということになる(2024.8.3 県民福井)。

毎 日 新 聞

2024.8.3 毎日新聞

第51032号

明治25年3

敦賀2号機 再稼働不許可へ

規制委が初 審査継続認めず

原子力規制委員会は2日の臨時会で、新規制基準に適合しないと結論付けた日本原子力発電敦賀原発2号機(福井県)について、再稼働を認めず審査を終える「不許可」とする方針を決めた。規制委員定後、27基が再稼働を目指して審査を申請。うち17基が通過し12基が再稼働したが、不許可になるのは初めて。

3面に CU クローズアップ

(社会面に関連記事)

新規制基準は、活断層の真上に原子炉などの重要施設を造ることを禁じている。規制委は7月26日の審査会合で、2号機の原子炉直下に活断層があることを「否定できない」とした。今後、2号機を不許可とする審査書案を取りまとめる。正式に審査書として決定すれば、2号機の審査は終わる。

規制委はこの日、原電の村松衛社長から意向を聴取した。村松氏は今後1年以上かけて断層の追加調査をする考えを示したが、規制委は審査の継続を受け入れなかった。

原電は2号機を廃炉にせず、審査の再申請も辞さない方針だが、規制委の判断を覆すのは難しいとみられる。経営改善の柱である2号機の再稼働は絶望的で、原電は存亡の瀬戸際に追い込まれる。原発回帰を進める国のエネルギー政策にも

影響を及ぼす可能性がある。2号機を巡っては規制委の有識者調査団が2013年、原子炉直下に活断層があるとする報告書をまとめ規制委が15年に受理した。

規制委は、原電が2号機の再稼働を目指して15年に申請した審査で、この断層が活断層に該当するかを改めて確認してきた。しかし、原電による審査資料の約80カ所の無断書き換えや約1300カ所に及ぶ誤記が発覚し、審査は2回中断。規

敦賀原発2号機の審査を巡り、日本原子力発電の村松衛社長と議論する原子力規制委員会(東京都港区で2日、高橋由衣撮影)



制委は、原電が昨年8月に申し直した申請書で最終判断すると「最後通告」した上で、審査を再開していた。

【不許はるめ】